にいがた食の安全・安心基本計画の改定方針（案）

別添資料Ⅲ

現計画の概要

○位置づけ

にいがた食の安全・安心条例（H17年10月制定）に基づき、「**新潟県『夢おこし』政策プラン**」を上位計画として、食の安全・安心に関する施策を総合的に推進（期間：19～24年度）

○内容

・計画全体の達成度を測る「**成果指標**」を定めて計画を推進

成果指標	新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合 （政策プランの指標と共通、毎年の意識調査により把握）

・生産から消費に至る幅広い分野で20の施策を掲げ、一部の施策に達成度を測る「**取組指標**」を定めて推進

現計画の進捗状況

○成果指標：**目標達成**

	計画策定前（18年度）	現行目標（24年度）	現 状（24年度）
県　内	42.3%	50%以上	55.0%（達成）
県外（首都圏）	42.9%	50%以上	50.6%（達成）

○**取組指標**：23年度時点で34指標中22指標が当初目標を達成

改定案のポイント（計画期間：25～28年度）

○これまでと同様、「成果指標」を定めて計画を推進
（政策プランの指標と共通）

○施策を発展的に再編

・「食品の放射能対策」を新設
（検査のきめ細かい実施と情報発信の推進）

・選択と集中の観点から、現行20施策を12施策に統合し、すべての施策に達成度を測る「取組指標」を設定

現No.	現　行	新No.	改定案	指標数
1	安全で安心な農作物等の提供の推進	1	安全で安心な農作物等の提供の推進	2
2	安全で安心な畜産物の提供の推進	2	安全で安心な畜産物の提供の推進	2
3	安全で安心な水産物の提供の推進	3	安全で安心な水産物の提供の推進	2
4	安全で安心な加工食品の提供の推進	4	安全で安心な加工食品の提供の推進	2
5	添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底	5	添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底	2
6	遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止		統合（p7推進体制へ）	
7	一貫した監視等の実施		統合（新施策1～5へ）	
		6	【新規】 食品の放射能対策の推進	6
8	食品等の適正な表示の徹底	7	食品等の適正な表示の徹底	3
9	危機管理体制の整備	8	危機管理体制の整備	1
10	研究開発の推進		統合（新施策1,5,8へ）	
11	県からの情報発信の強化	9	県からの情報発信の強化	4
12	食品関連事業者から消費者への情報提供の推進	10	食品関連事業者から消費者への情報提供の推進	3
13	消費者,食品関連事業者,県の相互理解の推進	11	消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進	2
14	自主基準の設定及び公開の推進		統合（新施策10へ）	
15	食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進	12	食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進	4
16	食の安全・安心に係る施策の申出制度の普及		統合（新施策11へ）	
17	食に起因する危害情報の申出制度の普及		統合（新施策8へ）	
18	国や他の自治体との協力体制の整備		統合（p7推進体制へ）	
19	食の安全・安心に係る人材の育成	13	食の安全・安心に係る人材の育成	4
20	環境保全に配慮した事業活動の推進		統合（新施策1へ）	

継続施策の主な発展策
- 米トレーサビリティ法に基づく事業者指導【施策1】
- 県・新潟市にまたがる広域事案発生時の県への情報一元化等【施策8】
- 秋の「きのこ情報」連続発信など食中毒予防の効果的啓発【施策9】
- 県外住民への情報発信の強化【施策9】

改定により期待される効果

施策再編により、放射能対策など重要施策への重点化を図り、全施策を指標で進行管理することで、計画の実効性を高める。

食の安全の住民満足度のさらなる向上へ

改定スケジュール

24年12月	にいがた食の安全・安心審議会（１回目）
25年３月	にいがた食の安全・安心審議会（２回目）
以降	パブリックコメント募集 修正案作成、審議会諮問